県立西崎特別支援学校

スクール・ミッション（本校の社会的役割）

〇地域のセンター校として、知的障害のある生徒に対する専門性を活かした特別支 援教育の実施

〇生徒の実態に応じた教育活動を通し、自立し社会参加･社会貢献できる生徒の育成

スクール・ポリシー（教育活動の指針となる３つの方針）

１．グラデュエーション・ポリシー（卒業後を見据えた育成方針）

(1)　「心身ともに健全な生徒」の育成　・・・自身の健康管理、健康の保持・増進
(2)　「自分のことは自分でできる生徒」の育成　・・・自主・自立、自己肯定感
(3)　「みんなと協力し合う生徒」の育成　・・・社会性　自己有用感
(4)　「よく考えて行動する生徒」の育成　・・・思考・判断・表現力・自律
(5)　「意欲的に働く生徒」の育成　・・・勤労観と余暇の充実

２．カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施に関する方針）

(1) 学習指導要領、教育関係法令、本県の教育施策に基づいた教育課程を編成する。
(2) 幼・小・中学部での教育内容を踏まえ、学校全体として長期的な視点に立ち、一貫性のある教育課程を編成する。
(3) 生徒個々の「教育的ニーズ」や「学習段階」に応じて弾力的に編成する。
(4) 学校の教育目標が効果的・効率的に達成されるよう学習グループを弾力的に編成する。
(5) 情報モラルの指導を適切に位置づけたうえで、各教科において一人一台端末（iPad）を効果的に活用し、卒業後のライフステージに生かせるような編成をする。

３．アドミッション・ポリシー（入学者の受け入れに関する方針）

(1) 学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 22 条の３に規定する「知的障害者」に該当するもので、11 月末日までに志願前相談を受けたもの。
(2) 本校のグラデュエーション・ポリシー、カリキュラム・ポリシーをよく理解しているもの。